

## 令和8年度佐久市ひとり親就業伴走型支援事業委託業務企画提案者審査委員会設置要領

(設置)

第1条 ひとり親就業伴走型支援事業委託業務について、事業の円滑な推進を図り公正かつ適正な審査及び評価を行うため、ひとり親就業伴走型支援事業委託業務企画提案者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審査事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) プロポーザル実施要領の承認に関する事。
- (2) 提案者の参加資格の決定に関する事。
- (3) 企画提案等の審査及び候補者の決定に関する事。
- (4) その他必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる5人で組織する。

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)

非公表

2 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は、非公表をもって充て、副委員長は、非公表をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から企画提案の審査終了までとする。

(委員長等)

第5条 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料等の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、福祉部こども政策課及び高齢者福祉課に置く。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月22日から施行する。